

湖北地域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年9月3日

湖北地域消防組合管理者 角 田 航 也

湖北地域消防組合条例第6号

湖北地域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

湖北地域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年湖北地域消防組合条例
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第11項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第
2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第
2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2
項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その
他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び
「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第4
8条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。